

2 人員基準等の留意点について

高崎市 福祉部長寿社会課

1

1 人員に関する基準

(1) 訪問介護員

(指摘事例)

- 1 常勤換算2.5人以上としなければならないところ、配置されていない。

資格要件 介護福祉士
実務者研修修了者（旧 介護職員基礎研修・訪問介護員1級課程修了者）
介護職員初任者研修修了者（旧 訪問介護員2級課程修了者）
生活援助従事者研修修了者（生活援助中心型のみ提供可能）

配置基準 常勤換算2.5人以上

2

(2) サービス提供責任者

資格要件 介護福祉士
実務者研修修了者（旧 介護職員基礎研修・訪問介護員1級課程修了者）

配置基準 1 常勤の訪問介護員の内、利用者数40人又はその端数を増すごとに1人以上

3

- 2 下記を満たす場合は、常勤換算によることができる。
- イ 非常勤のサ責は、常勤の勤務すべき時間の2分の1以上勤務している。
 - 下記に応じた常勤のサ責を配置している。
 - a 利用者数200人以下 → サ責の必要数－1
 - b 利用者数200人超 → サ責の必要数×2÷3（切り上げ）
- 3 下記を満たす場合は、利用者数50人又はその端数を増すごとに1人以上とすることができる。
- イ 常勤のサ責を3人以上配置している。
 - サ責の業務に主として従事する者を1人以上配置している。（訪問介護員としてのサービス提供時間が月30時間以内）
 - ハ サ責が行う業務が効率的に行われている。

4

(3) 管理者

(指摘事例)

- 1 専従で常勤の管理者が配置されていない。

配置基準 常勤専従

※管理業務に支障がないときは、当該事業所の他の職務又は同一敷地内の他の事業所の職務と兼務できる。

2 その他の連絡事項

(1) 変更届出書等の期日について

- 変更届出書は、変更後10日以内に提出してください。
※事業所の改修、区画変更や移転等の場合は、事前に長寿社会課にご相談いただき、変更前15日までに提出してください。
- 介護給付費算定に係る体制等に関する届出書は、加算を算定しようとする前月の15日までに提出してください。
16日以降の届出は翌々月からの算定となります。
例： 7月15日までに届出 → 8月1日から加算の算定
7月16日以降に届出 → 9月1日から加算の算定

(2) 総合事業訪問型サービスの市外居住者への提供について

訪問型サービスは、高崎市内に居住する方しか利用できません。利用相談があった際は、必ず被保険者証等で住所を確認してください。

市外在住の方にサービス提供を行うには、利用者の居住する市町村の指定事業所として指定を受ける必要があります。

(3) 業務管理体制の整備に関する事項の届け出先について

令和3年4月から届け先の規定が変更となり、指定事業所が高崎市内のみにある事業者は、届け出先が高崎市となりました。

区分	届出先
① 指定事業所等が3以上の地方厚生局の管轄区域に所在する事業所	厚生労働大臣
② 指定事業所等が2以上の都道府県の区域に所在し、かつ、2以下の地方厚生局の管轄区域に所在する事業者	事業者の主たる事務所が所在する都道府県知事
③ 指定事業所等が1の指定都市の区域に所在する事業者	指定都市の長
④ 指定事業所等が1の中核市の区域に所在する事業者 ※介護療養型医療施設を含む場合は除く	中核市の長
⑤ 地域密着型サービス(予防含む)のみを行う事業者であって、指定事業所等が同一市町村内に所在する事業者	市町村長
⑥ ①から⑤以外の事業者	都道府県知事